

(福島県報第六百二十三号付録)

令和七年  
十一月 中

# 福島県報

目録

定例  
第六百二十三号から  
第六百三十号まで  
第四十九号から  
第五十号まで

## 規則

- 五 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 七 日 号外 ページ 五四
- 五 福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 二 五四

## 訓令

- 二五 職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令 一六 五六

## 告示

- 七四 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 四 五二
- 七五 同 四 五二
- 七六 同 四 五二
- 七六 県営土地改良事業計画を変更した件 四 五三
- 七六 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 四 五三
- 七六 同 四 五三
- 七六 水防警報を発する河川を指定する件 四 五三

- 七四 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程 七 五四
- 七二 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 七 五五
- 七三 同 七 五五
- 七四 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 七 五六
- 七五 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 七 五六
- 七六 同 七 五七
- 七七 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二 五六
- 七八 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 二 五六
- 七九 同 二 五六
- 八〇 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 二 五七
- 八一 県営土地改良事業計画を変更した件 二 五七
- 八二 土地改良法により換地を定めない土地として指定した件 二 五七
- 八三 土地改良区の定款の変更を認可した件 二 五七
- 八四 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があつた件 二 五九
- 八五 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 二 五九
- 八六 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件 二 五九
- 八七 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 二 六〇

七六	同		四	五三
七五	道路の区域を変更する件		四	五三
七〇	道路の供用を開始する件		四	五三
七二	大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件		六	五六
七三	大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件		六	五七
七三	同		六	五七
七四	土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件		六	五七
七五	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件		六	五七
七六	保安林の指定をする件		二	五五
七七	保安林の指定を解除する件		二	五五
七六	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件		二	五五
七九	道路の区域を変更する件		二	五五
七〇	都市計画事業を認可した件		二	五五
七一	福島県議会定例会を招集する件		二五	五二
七二	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件		二五	五二
七三	同		二五	五二
七四	同		二五	五二
七五	同		二五	五二
七六	道路の供用を開始する件		二五	五二
七七	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件		二六	五四
七八	土地改良区の定款の変更を認可した件		二六	五四
七九	土地改良事業計画を変更することを認可した件		二六	五四
八〇	民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件の一部を改正する件		二六	五一

50

公 告

二〇六	争議行為を行う旨通知があつた件		四	五三
二〇七	一般競争入札を行う件		七	五八
二〇八	同		七	五九
二〇九	同		七	五二
二一〇	同		七	五三
二一一	家畜人工授精に関する講習会を開催する件		七	五四
二一二	土地改良事業の工事の完了について届出があつた件		七	五四
二一三	河川整備計画を定めた件		七	五五
二一四	土地改良区連合の役員が就任した旨届出があつた件		二	五七
二一五	土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件		二	五八
二一六	土地改良法により地積を特に減じて換地を定める土地として指定した件		二	五八
二一七	肥料の登録の有効期間を更新した件		二四	五三
二一八	農用地保全施設等の管理規程を認可した件		二四	五三
二一九	一般競争入札を行う件		二四	五三
二二〇	都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件		二六	五四〇
二二一	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件		二六	五四〇
二二二	土地改良区の清算人が就任した旨届出があつた件		二六	五四

福島県公安委員会

告 示

二〇一	福島県公安委員会が認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を定める件		一六	五四一
-----	------------------------------------	--	----	-----

福島県選挙管理委員会

告示

政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書  
について訂正の届出があった件

三	五	五	五	五
同	同	同	同	同
二	二	一	一	一
49	49	49	49	49